

~~~~~

## 午前 10 時 00 分 開会

○ 稲田 議長 これより令和 6 年米子市議会 3 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおり御了承願います。

次に、監査委員から報告のありました例月出納検査及び定期監査の結果報告書につきましては、その都度お手元に送付しておりますので御了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

第 1 会議録署名議員の指名

○ 稲田 議長 それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、岡田議員及び矢田貝議員を指名いたします。

~~~~~

### 第 2 会期の決定

○ 稲田 議長 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から来る 3 月 21 日までの 25 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 御異議なしと認めます。よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~

第3 議案第2号

○稲田議長 次に、日程第3、議案第2号、特別功労者及び功労者の表彰についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中田議員の退席を求めます。

〔中田議員退席〕

○稲田議長 それでは、提案理由の説明を求めます。

伊木市長。

○伊木市長（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第2号につきまして御説明いたします。

議案第2号、特別功労者及び功労者の表彰については、本市表彰条例の規定に基づく特別功労者1名及び功労者25名の方々の表彰について、先議をお願いするものでございます。

特別功労者及び功労者として表彰をお諮りする26名の方々は、いずれも各分野におかれまして本市発展に寄与され、その功績が顕著な方々でございます。その御芳名と御功績につきましては、議案書のとおりでございますので、御同意をいただきますようお願いをいたします。

○稲田議長 これより本件に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件について

は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。
これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、討論を終結いたします。
これより本件を採決いたします。
本件について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

〔中田議員着席〕

~~~~~

#### 第 4 議案第 3 号～議案第 5 号

○稲田議長 次に、日程第 4、議案第 3 号から第 5 号までの 3 件の議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊木市長。

○伊木市長（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第 3 号から議案第 5 号までの 3 議案につきまして御説明をいたします。

初めに、議案第 3 号、米子市組織条例の一部を改正する条例の制定については、D X のさらなる推進を図るとともに、空き家及び空き地についての相談に一元的に応じる体制を整備するため、本市の行政組織の見直しを行うものでございます。

次に、議案第4号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、戸籍法の一部改正により、手数料を徴収する事務及び当該手数料の額を新たに定める必要が生じたため改正するものでございます。

次に、議案第5号、令和5年度米子市一般会計の第9回の補正予算は、国の施策として実施する定額減税及び定額減税補足給付金事業において、必要なシステム改修を行うものでございます。

なお、以上の3議案につきましては、事務処理を円滑に進めるため、先議をお願いするものがございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○**稲田議長** これより3件の議案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3件の議案については、お手元に配付しております付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時40分 再開

○**稲田議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第3号から第5号までの3件について、各委員会の審査報告を求めます。

初めに、渡辺総務政策委員長。

○**渡辺議員**（登壇） 総務政策委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件について、休憩中に委員会を

開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第3号、米子市組織条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務政策委員会の審査報告を終わります。

○**稲田議長** 次に、今城民生教育委員長。

○**今城議員**（登壇） 民生教育委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件について、休憩中に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第4号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で民生教育委員会の審査報告を終わります。

○**稲田議長** 次に、奥岩予算決算委員長。

○**奥岩議員**（登壇） 予算決算委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました予算関係の議案1件について、休憩中に全体会を開き、分科会での審査を経て、再度全体会を開き採決した結果、議案第5号、令和5年度米子市一般会計補正予算（補正第9回）につきましても、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算決算委員会の審査報告を終わります。

○**稲田議長** 以上で委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**稲田議長** 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより3件の議案を一括して採決いたします。

3件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

3件の議案について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 御異議なしと認めます。よって、3件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

~~~~~

第5 議案第6号～議案第46号

第6 報告第1号～報告第5号

○稲田議長 次に、日程第5、議案第6号から第46号までの41件並びに日程第6、報告第1号から第5号までの5件、以上46件を一括して議題といたします。

提案理由の説明及び報告を求めます。

伊木市長。

○伊木市長（登壇） 本日、ここに令和6年度一般会計当初予算をはじめ関係諸議案の審議をお願いするに当たり、新年度における市政の基本的な方針と予算に関する総括的な説明を申し上げ、議員各位の御理解を賜りたいと存じます。

本市を含む全国の自治体は、急速に進行する少子化への対応や各地で相次いだ大規模な災害への対応、さらには混沌とする国際情勢や物価上昇などによる地域経済への影響に直面をしています。本市におきましても、これらの諸課題にしっかりと向き合い、未来を見据えながら地域の社会や経済を再構築してまいりたいと考えてお

ります。

国においては、昨年11月に、デフレ完全脱却のための総合経済対策を定め、足元の物価高への対策に万全を期すとともに、成長型経済への変革を目指しているところですが、本市の当初予算編成に当たりましては、国の補正予算と連動して編成した令和5年度12月補正予算と3月補正予算に引き続き、地域経済が力強く成長する新たなステージへの移行に向けて、迅速かつきめ細やかに対応していくこととしました。

また、本年は、令和2年度に策定しました米子市まちづくりビジョンにおける基本計画の最終年度でございます。この間、本市の将来像である「住んで楽しいまち よなご」の実現に向けて取り組んでまいりましたが、その成果が実感できるよう、引き続き力強く施策を前に進めていく所存です。

つきましては、次に述べます諸施策につきまして、私の公約や米子市まちづくりビジョンに掲げる7つの柱に沿って、重点的に取り組んでまいります。

初めに、1つ目の柱、「交通基盤の充実と歩いて楽しいまちづくり」でございます。

商都米子の発展の礎となった交通の結節点としての特性や充実した交通基盤を生かして、郊外の各拠点を有機的に結びつけることで、中心市街地や皆生温泉などのにぎわい創出を核としながら、市域全体の一体的な発展を目指す「新商都米子」にふさわしいコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、次の取組を進めます。

交通基盤の充実につきましては、米子一境港間高規格幹線道路の

整備促進に向けて、鳥取県や関係自治体などと連携し、事業の凍結解除や早期事業化に向けた調査の着手について要望活動を行うほか、中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化の早期供用開始や山陰道米子道路の付加車線の早期整備についても、引き続き国などへの働きかけに注力してまいります。

歩いて楽しいまちづくりにつきましては、がいなロードの開通を契機として、米子駅の交通結節点としてのさらなる機能強化を図るため、米子駅北広場のバリアフリー対応などの再整備を実施いたします。また、米子駅南広場周辺において、アクセス道路となる市道米子駅目久美町線の歩行空間などの再整備を引き続き実施するほか、米子工業高等専門学校から提案を受けたデザインやコンセプトを生かした目久美公園の再整備や公園への進入道路の美装化に着手いたします。さらに、米子駅南広場から米子アリーナへの歩行者動線ルートについても整備を進めてまいります。角盤町周辺におきましては、商業施設や飲食店などの回遊性を高めるため、歩道整備や道路の美装化を引き続き実施してまいります。米子港周辺におきましては、国・県と連携しながら、中海・錦海かわまちづくり計画に基づき、親水空間を生かした芝生広場などの整備を引き続き進めてまいります。

公共交通につきましては、米子市循環だんだんバスに、交通系電子マネーI C O C Aを導入し、利便性向上を図るとともに、歴史コース・まちなかコースの本格運行を開始いたします。また、弓浜地区における循環バスの実証実験や南部・箕蚊屋地区におけるバス路線のルート検討など、持続可能な交通体系の構築に向けた取組を進めてまいります。

以上のように、まちなかを車中心から公共交通と歩行者中心の空間へ転換することを目指し、引き続き取り組んでまいります。

また、米子市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内に、新たに大学や専修学校が開設される際に支援を行うことで、若者の定住促進や雇用人材の確保につなげるとともに、町なかのにぎわいの創出を図ります。

次に、2つ目の柱、「災害に強いまちづくりと脱炭素社会への取組の推進」でございます。

災害時の逃げ遅れゼロを目指して、市民の防災意識と防災知識の啓発に取り組むとともに、町内における情報共有と連携強化を深め、災害に強いまちづくりをソフト・ハードの両面で推進してまいります。また、旧淀江保育園・幼稚園跡地に防災備蓄倉庫を整備し、備蓄品の大型化や品目の増加に対応するとともに、平時、非常時の円滑な搬出入を可能とすることで、災害対応力の一層の向上を図ります。

消防力の充実強化につきましては、巖分団・春日分団の消防団車庫の整備のほか、防火衣などの消防資機材の更新に取り組むとともに、引き続き消防団員の確保に努めてまいります。

公共インフラ施設の整備につきましては、市道安倍三柳線の2工区について、早期の供用開始を目指して進捗を図ります。また、土砂災害から住民や家屋を守るため、引き続き陰田町地内と美吉地内において、急傾斜地の崩壊対策を実施いたします。

浸水被害の解消につきましては、令和5年度に策定する雨水管理総合計画に基づき、優先度の高い地区から順次対策を進めてまいります。

上下水道事業につきましては、水道局にお客様センターを4月1日に開設し、水道料金と下水道使用料の賦課徴収業務を一元化し、民間委託することで、市民サービスの向上と経営の合理化を進めてまいります。

ヌカカ対策につきましては、引き続き弓浜地域を中心に、地域の負担軽減策を検討しながら、持続可能な発生抑制対策と被害予防に係る周知・啓発に取り組んでまいります。

次に、3つ目の柱、「市民が主役の共生社会の構築」でございます。

様々な地域活動の原動力となる市民の力を引き出し、多様な人々が活躍できる地域共生社会をつくるため、次の取組を進めます。

地域のまちづくりにつきましては、住み慣れたまちで安心して生活することができるよう、地域活動支援員と地域福祉活動支援員が連携して支援する体制を整えることなどにより、自治会などの地域コミュニティの維持、再生を図りながら、住民が主体となっていく各地区の課題解決に向けた取組を支援してまいります。

福祉に関する包括的な相談支援体制の構築につきましては、総合相談支援員、地域福祉活動支援員、地区担当保健師、地域活動支援員などが日常生活圏域ごとにチームを編成し、総合相談センター「えしこに」や関係機関と連携して相談支援の充実を図ります。

人権施策につきましては、引き続き人権教育と啓発に取り組み、互いの人権を尊重し合うまちづくりを推進してまいります。また、拉致問題については、広く拉致問題への認識を深めていただくための啓発活動を行うとともに、引き続き早期解決に向けて、国・県への要望活動を続けてまいります。

医療・福祉のまちづくりの推進につきましては、地域共通デジタル診察券、フレイル予防プログラム、地域情報ポータルの3機能を軸としたアプリケーション「よなゴーゴー」を活用した効率的な住民医療サービスの提供に向け、本市、医療機関、民間企業などで構成する一般社団法人を設立し、運用を開始いたします。

動物愛護活動への支援につきましては、人と動物が共に生きる社会の実現のため、県と連携して、動物愛護の精神と適正な飼養の周知・啓発に努めるほか、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の推進などの取組を関係者と連携して進めてまいります。

広域連携によるまちづくりにつきましては、中海・宍道湖・大山圏域市長会において、引き続き中海・宍道湖圏域8の字ルートの整備促進に向けた要望活動を行うほか、台北市やインド・ケララ州との経済交流の推進など、産業や観光の振興策に取り組み、圏域全体の発展を目指してまいります。

デジタルトランスフォーメーションへの取組につきましては、行政手続におけるオンライン化の推進など、事務の電子化や提携業務の自動化、さらには全国的な基幹業務システムの標準化に向けた取組などを進めてまいります。

次に、4つ目の柱、「教育の充実と子育てしやすいまちづくり」でございます。

家庭や地域、学校など、様々な主体が力を合わせて子どもの成長を支援する地域づくりを目指して、子どもに関する福祉保健施策と教育施策を総合的かつ一体的に推進することにより、切れ目のない支援を充実させて、子育てしやすい環境をつくるとともに、一人一人のニーズに対応しながら、全ての子どもたちの力を最大限に伸ば

す教育を推進するため、次の取組を進めてまいります。

子どもに関する施策の総合的な推進につきましては、こども基本法に基づくこども計画を策定し、子どもの育ちを支えるための取組を引き続き進めてまいります。

切れ目のない支援の充実につきましては、誰もが安心して出産、育児ができる環境を整えるため、妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援と出産・子育て応援交付金による経済的支援を一体的に実施します。また、家庭や養育の環境を整え、虐待などを未然に防止するため、家事や育児などに対して不安や負担を抱える妊婦や子育て世帯、ヤングケアラーなどへの訪問、相談を行い、必要な支援につなげてまいります。

子育て施設の整備につきましては、地域の子育てを支援し、質の高い教育と保育を提供するため、引き続き公立保育所の統合建て替えを進めてまいります。東保育園の移転建て替えにつきましては、本市初の幼保小連携型の認定こども園とし、令和7年の開園に向けて建築工事を進めてまいります。西保育園とねむの木保育園との統合建て替えにつきましては、令和9年の開園に向けて設計業務を進めてまいります。崎津保育園と小鳩保育園との統合建て替えにつきましても、義務教育学校の整備と併せて設計業務を進めてまいります。

不登校対策につきましては、不登校支援員を増員し、全ての中学校校区に配置する体制に拡充するとともに、教育支援センターぷらっとホームについても支援員を増員するなど、より一層、多様な学びの充実を図ってまいります。

外国語教育の充実につきましては、英語を母国語とする外国語指導助手を増員し、義務教育の期間において、話すこと、聞くことの資質や能力の向上を目指すことに加え、新たに小学校低学年から英語に触れる機会を確保することで、小学校3年生から始まる外国語活動をスムーズにスタートできるよう取り組んでまいります。

学力調査の実施につきましては、よなご学力調査の対象を、これまでの小学校3年生に加え、小学2年生に拡大し、国や県が実施する学力調査と併せて、義務教育9年間の継続した学力把握に努めるとともに、結果分析に基づく授業の改善を図ってまいります。

小中学校の通級指導教室につきましては、令和5年度から部分的に導入していた特別支援教育専用のアプリケーションの活用を拡大し、一人一人の特性の把握と個々の実情に応じた支援をさらに充実させてまいります。

部活動の地域移行につきましては、部活動指導員を増員し、子どもがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を引き続き確保することに加え、新たに部活動地域移行統括コーディネーターを配置し、地域や保護者、学校など関係者と協議しながら、地域の受皿づくりを進めてまいります。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進につきましては、コミュニティ・スクールを令和6年度から全ての小中学校で実施する予定としております。また、本市では初めてとなる放課後子ども教室を開設し、地域住民などの参画の下、子どもたちの体験活動や学習支援を行うことで、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を進めてまいります。

学校施設の整備につきましては、学校トイレの洋式化、乾式化、

バリアフリートイレの設置などの整備を加速するとともに、校舎、屋内運動場の照明のLED化を令和6年度から順次実施することとしており、児童生徒がより安全で安心して学べる教育環境づくりに努めてまいります。

美保中学校校区における義務教育学校の新設につきましては、令和5年度に設置した開校準備委員会などを通じて、地域や保護者、子どもたちと一緒に魅力的な学校づくりに向けた検討を進めるとともに、引き続き基本設計などを進めてまいります。

学校給食における地産地消につきましては、引き続き地元食材を使用した特色ある給食献立や郷土料理、行事食などを積極的に取り入れることにより、地域の自然や文化に理解を深め、食への感謝や郷土への愛着を高める食育を推進してまいります。

令和7年度の全国高等学校総合体育大会につきましては、米子市実行委員会を設立し、市内で開催される弓道、ウエートリフティング競技の準備を進めてまいります。

次に、5つ目の柱、「稼げる経済圏の再構築」でございます。

地産外商と働く人々の所得向上を促進し、経済が発展する地域づくりを進めるとともに、新しい時代に対応する環境整備や人材育成に向けて、次の施策に取り組めます。

米子インター西産業用地につきましては、分譲地の整備が完了し、進出予定企業への売却を今年の夏頃に行う予定としております。

中小企業の生産性向上と競争力強化への支援につきましては、社内のDX推進に向けた人材育成支援として、引き続きDX人材育成スクールを実施するほか、市外や県外の消費者をターゲットとする魅力ある地域産品を新たに開発、改良する取組を支援してまいりま

す。また、中海・宍道湖・大山圏域市長会や商工団体と連携し、台湾など海外への事業展開やビジネスマッチングによる販路拡大を支援することにより、地域経済の活性化を推進してまいります。

働く方の学び直しへの支援につきましては、職業能力の開発に必要な講座などの受講費用の支援を行ってまいります。

皆生温泉のまちづくりにつきましては、街路灯整備に続いて、海岸遊歩道沿いの滞留空間の整備を進めるとともに、地元組織と連携し、空き物件への新規出店支援や来訪者の消費行動につながる情報発信などにも引き続き取り組み、皆生温泉エリアの経済活性化につなげてまいります。

地域資源を活用した観光施策の推進につきましては、ダイヤモンド大山やオレンジロードといった米子城跡をはじめとする絶景に加えて、牛骨ラーメン、パフェ、さばしゃぶなど、本市の特色ある食文化の魅力、さらにはサウナの魅力を情報発信することで、県内外から誘客につなげ、観光消費の拡大に努めてまいります。

観光客の受入れ環境の整備につきましては、ウォーカブルエリアへの多言語対応の観光案内看板の設置を進め、観光客の周遊や消費行動を促してまいります。

広域連携による観光振興につきましては、鳥取県や大山山麓・日野川流域観光推進協議会などとの連携により、国内外へのプロモーションや二次交通を充実し、本市を含む圏域への観光誘客を図ります。

インバウンド対策の推進につきましては、運行を再開した国際定期航空便やクルーズ客船により来訪するインバウンド観光客に対するおもてなしや受入れ環境の整備を実施するとともに、大阪・関

西万博を見据えた情報発信などの取組を進めてまいります。

サイクリストの聖地化に向けた取組につきましては、地域ブランディングプロジェクト大山時間と連携し、機運醸成に向けたイベントや情報発信を実施するとともに、鳥取うみなみロードのナショナルサイクルルート指定に向け、鳥取県などの関係機関と連携し、受入れ環境整備などを進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、地元事業者との連携をさらに強化して、地域産品の拡充と魅力向上を図り、寄附額の一層の増加を目指してまいります。

農業の振興につきましては、令和5年度に策定した弓浜地区白ねぎ産地の生産振興プランに基づき、生産者とともに、米子市、境港市、鳥取県、鳥取県西部農業協同組合などの関係機関が一丸となって、白ネギ産地を盛り上げる施策を推進し、西日本1位の産地を目指してまいります。また、ブロッコリー、ニンジン、梨、柿などについて、施設整備や機械導入の支援に加え、販路拡大の支援や情報発信の強化などにより、産地の維持、発展とブランド化を推進してまいります。

耕作放棄地の再生につきましては、引き続き富益地区と淀江地区の農業基盤整備の進捗を図り、耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。

漁業の振興につきましては、皆生漁港の長寿命化改修を行うとともに、漁業者の確保や育成に向けた支援を行ってまいります。

シティープロモーションの推進と関係人口の拡大につきましては、SNSや地元マスコミ、地域密着型情報メディアなど、様々な媒体を通じて、本市の魅力や地域資源を効果的に発信することで、

地域への愛着と認知度の向上に努めてまいります。また、関係人口の創出、拡大に取り組み、様々な形で米子市に関わっていただけるファンの獲得を目指してまいります。

次に、6つ目の柱、「歴史と文化に根差したまちづくり」でございます。

地域の歴史を大切にし、後世に伝えるとともに、文化や芸術活動の振興を図り、私たちの生活に喜びと楽しみを創出していくため、次の施策に取り組みます。

国史跡米子城跡につきましては、三の丸広場の整備に本格的に着手し、適切な保存とともに活用を進めてまいります。あわせて、米子城跡や城下町の魅力に触れていただく参加型のイベントや石垣のライトアップなどを実施し、米子城の魅力を積極的に発信してまいります。また、本年2月に国史跡に指定された尾高城跡につきましても、本市の重要な文化財として、適切な保存と活用に向けて公有化の取組を進めてまいります。

文化芸術活動の振興につきましては、美術館において、郷土にゆかりがある作家の優れた絵画や写真作品を収蔵、展示するとともに、新しい視点で芸術作品に触れ、世代を超えて楽しむことができる企画展などを開催することとしております。

淀江地域の歴史や地域資源を活用した振興につきましては、貴重な地域資源でもある遺跡に幅広い世代から興味を持ってもらうために発行したパンフレット、「やりすぎ淀江伝説」の続編の発行と東京大学による東大人文・淀江プロジェクトへの支援など、地域の魅力を再認識し、郷土愛を育むための取組を進めてまいります。

伯耆古代の丘公園につきましては、お祭り広場の小型遊具の整備

や園内の樹木の一部伐採などを実施し、誰でも気軽に利用でき、懐かしさや非日常的な気分を体験できる公園づくりを進めてまいります。

最後に、7つ目の柱、「スポーツ健康まちづくり」でございます。

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もがスポーツに親しみ楽しむことができる環境を整え、健康増進につなげるとともに、介護予防とフレイル対策を推進し、健康寿命の延伸を目指して、次の施策に取り組めます。

スポーツの振興につきましては、東山運動公園において、県と共同で整備する米子アリーナについて、令和9年3月の供用開始に向けた工事に着手するほか、どらドラパーク米子市民球場のスコアボード、照明灯などの改修工事に着手いたします。また、今年の夏にフランスのパリで開催されるオリンピック・パラリンピックに出場する本市出身の選手への応援活動を実施することにより、市民のスポーツに対する意欲の向上やシビックプライドの醸成を図ります。

本年10月に開催する、ねんりんピックはばたけ鳥取2024につきましては、県内市町村で最多となる7種目を開催することとしており、関係団体と緊密に連携を図りながら準備を進めてまいります。

フレイル対策につきましては、民間事業者と連携して、米子市フレイル予防アプリをさらに活用し、フレイル度チェックや予防実践に取り組んでまいります。また、同アプリでフレイル度チェックを行った方を対象に、市内協賛店で割引などの特典を受けることができるフレイル予防応援パスポート制度やフレイル予防に資する自主的な健康づくり活動に対して、キャッシュレス決済への変換が可

能なポイントを付与する健康ポイントなど、楽しみながらフレイル予防に取り組んでいただけるよう進めてまいります。

これまで7つの政策の柱に沿って御説明申し上げましたほか、エネルギーや食料品を中心に物価高騰が続いておりますことから、生活困窮世帯や低所得の子育て世帯への給付事業を実施するとともに、給食費の抑制のための支援を行うなど、引き続き地域への影響を見定めながら、市民生活や事業活動を守る施策を講じてまいります。

以上、令和6年度の市政の方向と予算の概要について申し述べました。議員各位の御理解と御賛同をお願いいたします。

引き続きまして、先ほど総括的な御説明をいたしました議案第36号から議案第46号までの令和6年度一般会計、特別会計及び企業会計予算の11議案を除く、議案第6号から議案第35号までの30議案及び報告5件につきまして御説明いたします。

初めに、議案第6号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、法律の一部改正に伴い、新たに用語を定義するなど、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第7号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、政令の一部改正により、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の基準の引上げが行われることに伴い、本市の条例に定める当該補償基礎額を改定するものでございます。

次に、議案第8号、米子市職員の定数に関する条例の一部を改正

する条例の制定については、教育委員会の事務部局について、業務の一時的な増加に伴い、職員の定数を暫定的に増員するものでございます。

次に、議案第9号、米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第10号、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、勤勉手当の支給及び職員の降給に関して、人事評価の結果をより一層反映することを明確にするため、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第11号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会計年度任用職員について、勤務1時間当たりの給与額の算出における休日の日数の取扱いを、一般職の正規任用職員と同等とするため、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第12号、米子市弓浜コミュニティー広場条例の一部を改正する条例の制定については、第1多目的広場の使用時間を変更するとともに、夜間照明設備を使用する場合における使用料の額を定めるほか、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第13号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、法の一部改正により、令和6年4月から退職者医療制度が廃止されるとともに、法施行令の一部改正により、

国民健康保険料の賦課限度額の引上げ及び軽減対象世帯に係る所得判定基準の改正が行われることに伴い、所要の整備を行うものがございます。

次に、議案第14号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、個人番号を利用することができる事務として、森林環境税の賦課徴収に関する事務を追加することなどの改正を行うものがございます。

次に、議案第15号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期介護保険事業計画の策定に伴い、当該期間における第1号被保険者の保険料率を定めるほか、所要の整備を行うものがございます。

次に、議案第16号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、令和6年度の介護報酬改定に合わせて、国が定める人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うものがございます。

次に、議案第17号、米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、老朽化により解体する市営河崎住宅の一部を廃止するものがございます。

次に、議案第18号、米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、適切な管理が行われていない空き住戸等の所有者などに対する指導及び勧告の措置を定めるとともに、所要の整備を行うものがございます。

次に、議案第19号、米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定については、農業集落排水施設の使用の開始等に係る届出を公共下水道における取扱いと同様に、事後の届出とすることなど、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第20号、米子市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、水道事業の基本計画における給水人口及び1日最大給水量を改正するものでございます。

次に、議案第21号、米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、本市の企業職員について、継続的治療のための部分休暇に係る給与の減額の取扱いについて定めるものでございます。

次に、議案第22号、和解については、交通事故による損害賠償について、和解をするものでございます。

次に、議案第23号、公の施設の区域外設置に関する協議についての議決の一部変更及び協議事項を変更する協議については、本市内における安来市広域生活バスの路線の設置区域を変更するため、議決の一部を変更するとともに、協議事項の一部を変更することについて協議するものでございます。

次に、議案第24号、町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更については、町の区域の新設を行うとともに、町及び字の区域の変更を行うものでございます。

次に、議案第25号、事業契約の締結についての議決の一部変更については、鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る事業契約について、契約金額を変更するものでございます。

次に、議案第26号、市道の路線の認定については、上彦名西22号線ほか11路線を新たな市道として認定するものでございます。

次に、議案第27号、市道の路線の変更については、市道大崎東28号線ほか1路線の終点を変更するものでございます。

次に、議案第28号、令和5年度米子市一般会計の第10回の補正予算は、国の補正予算を活用して実施する学校施設の整備などのほか、各種事業の実施状況などを踏まえた補正につきまして、所要の経費を計上しております。以下、その概要につきまして説明いたします。

まず、総務費ですが、がいな米子応援基金積立金及び地域産品PR事業は、ふるさと納税寄附金の実績見込みの増に伴う基金積立金及び事務経費の増額補正でございます。

次に、民生費ですが、市立保育所等支援事業は、公定価格の引上げに伴う市立保育所への運営費委託料の増額補正でございます。

次に、農林水産業費ですが、橋りょう保全対策事業は、国の補正予算を活用し、農道橋補修事業を実施するものでございます。

次に、土木費ですが、駐車場事業特別会計貸付金は、駐車場事業の累積赤字の解消に向けて、経営戦略に基づき、一般会計から特別会計に対し貸付けを行うものでございます。

次に、教育費ですが、小学校長寿命化改修事業ほか4事業につきましては、国の補正予算を活用し、各学校の施設整備を行うものでございます。

次に、繰越明許費ですが、年度内に完了が見込めないため、課税事務費ほか27事業について、新たに繰越明許費を設定するほか、

橋りょう補修事業費ほか5事業について、繰越明許費を補正するものでございます。

以上、一般会計の第10回の補正予算につきまして御説明いたしましたが、この補正予算の財源といたしましては、地方債や繰越金などにより収支の均衡を図ってまいります。

次に、議案第29号から議案第32号までの4議案は、いずれも令和5年度の特別会計に係る補正予算でございます。それぞれの会計の実績見込みなどを考慮して所要の補正を行っております。

次に、議案第33号、令和5年度米子市水道事業会計積立金の目的外使用については、令和5年度米子市水道事業会計における水源涵養林取得積立金2,930万8,688円を当年度の補填財源として使用するものでございます。

次に、議案第34号及び議案第35号の2議案は、いずれも令和5年度の企業会計に係る補正予算でございます。それぞれの会計の実績見込みなどを考慮して、所要の補正を行っております。

なお、一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算の詳細につきましては、補正予算説明書を御参照いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、報告5件について御説明をいたします。

報告第1号は、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御報告するもので、弓ヶ浜小学校外壁改修及び屋上防水改修工事について、契約金額を変更したものでございます。

次に、報告第2号は、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての議決の一部変更について御報告するもので、米子インター西産業用地整備事業に係る敷地造成工事について、契約金額を変更したものでございます。

次に、報告第3号から報告第5号までの3件は、いずれも損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について御報告するもので、法律上、市の義務に属する事故による損害賠償について和解を行い、損害賠償の額を決定したものでございます。詳細につきましては、専決処分書のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、各議案及び報告について御説明をいたしました。御審議をよろしくお願いいたします。

○稲田議長 これより5件の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会し、明27日は休会とし、28日午前10時から会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲田議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時21分 散会